

令和6年度から 森林環境税(国税)が課税されます

森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、平成31年3月に新たに創設された国税です。

令和6年度から、個人に対して町県民税均等割と併せて年額1,000円が課税されます。
(国税の非課税基準が町県民税と異なるため、森林環境税のみ課税となる場合があります)

		令和6年度から	令和5年度まで
国	税 森林環境税	1,000円	—
個人町県民税	県 民 税	2,200円	2,700円
均 等 割	町 民 税	3,000円	3,500円
計		6,200円	6,200円



※東日本大震災の復興・防災財源を確保するための個人住民税均等割加算1,000円(県民税500円、町民税500円)は令和5年度末で終了となります。

令和6年度の町県民税、森林環境税は令和5年中(1月～12月)の所得に基づいて計算します。合計所得金額が以下の方は、森林環境税、町県民税は課税されません。

	森林環境税が課税されない方	町県民税が課税されない方
扶養親族がない場合	合計所得金額が 38万円以下 の方	合計所得金額が 43万円以下 の方
扶養親族がいる場合	28万円 × (控除対象配偶者+扶養親族+1) + 26万8千円で計算した金額より少ない方	33万円 × (控除対象配偶者+扶養親族+1) + 26万8千円で計算した金額より少ない方

※上記のとおり森林環境税、町県民税の課税されない方の基準が異なりますので、森林環境税の1,000円のみが課税となる場合があります。

森林環境税にかかる税収は、県を経由して国に払い込み、国は「森林環境贈与税」として自治体の人口、私有林人工林面積や林業就業者数に応じて各都道府県、市町村に配分されます。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:高橋)

面倒な分別いりません!何でも片付けます!
空き家・遺品整理 ゴミ屋敷・解体前・引越し片付
家電・粗大ゴミ処分 伐採・八子駆除

株式会社グリーンアップ渋谷

◀ホームページはこちら
蔵王町宮字館山5-1
TEL0224-26-9958

LINE@
はじめました
LINEでご相談・お見積もり

5月から買取り 詳しくは
お問い合わせ下さい!

よもぎ栽培者 大募集!!

遊休地をお持ちの方にオススメ
栽培方法も指導致します。

自生地採集者も大募集 ※収穫したよもぎは全量
(条件内で) 買い取り致します!

株式会社福一 お問い合わせ:0224(22)7731
蔵王町大字円田字新寺前57

軽自動車等の廃車手続きはお早めに!

- 軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車等の所有者に対して1年分の税金が課税されます。
- 4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度分は全額納付する必要があります。
- 軽自動車などを他人に譲った、盗難にあった、手元がない場合は、廃車または名義変更が必要になるため**3月31日までに必ず手続きをしてください。**



※しばらく乗らないから、自分の敷地だけで使うから、公道に出ないから等の理由でナンバープレートを装着しない、廃車にすることはできません。地方税法第443条により定められておりますので、ご承知おきください。

4月1日以前に業者等に廃車依頼したにも関わらず、納税通知書が届いた場合は、正しい廃車手続きが行われていない可能性がありますので、町民税務課までご連絡ください。

車種	手続き場所	連絡先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー 電動キックボード	七ヶ宿町役場 町民税務課 税務係	七ヶ宿町字関126 ☎0224-37-2193
3輪・4輪の軽自動車	宮城県軽自動車検査協会	〒983-0013 仙台市宮城野区中野4丁目1-38 ☎050-3816-1830
二輪車(126cc～)	東北運輸局 宮城運輸支局	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町3丁目3-15 ☎050-5540-2011

【口座振替】振替済通知書送付の廃止について

令和5年から車検を受ける際、三輪以上の軽自動車に係る継続検査用納税証明書(車検用納税証明書)の提示が原則不要となりました。そのため、令和6年度より三輪以上の【口座振替】振替済通知書の送付を廃止いたします。

なお、二輪の小型自動車については、これまでどおり送付を継続します。
納税証明書が必要な方は、町民税務課にて車検用納税証明書(無料)をご請求ください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当:庄司)